

電気通信事業報告規則に基づく報告について

報告内容により様式及び報告先が異なりますのでご注意ください。

様式	報告内容	報告対象事業者	報告の期限	報告先（様式の提出先）※
様式第 1	第 1 表：契約数 第 2 表：都道府県別単位料金区域別契約数 （加入電話、ISDN）	・電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者 ・端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	表 1：毎四半期経過後 1 月以内 表 2：毎報告年度経過後 2 月以内	総合通信基盤局 事業政策課モニタリングライン 電 話：03-5253-5978 アドレス： tariff-policy-div.data●ml.soumu.go.jp
様式第 2	第 1 表：都道府県別設置台数（一般公衆電話） 第 2 表：都道府県別回線数（災害時用公衆電話）	電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者	毎報告年度経過後 2 月以内	
様式第 3	第 1 表：都道府県別契約数（携帯電話、三・九—四世代移動通信システム、第五世代移動通信システム、セルラー-LPWA、PHS）	電気通信回線設備を設置して携帯電話又は PHS を提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1 月以内	
	第 2 表：契約数等（MVNO 関係）（携帯電話、三・九—四世代移動通信システム、第五世代移動通信システム、PHS）	自ら提供する携帯電話又は PHS に係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（MVNO）がある電気通信事業者（MNO）	毎四半期経過後 1 月以内	
様式第 4	第 1 表：都道府県別優先電話契約数 第 2 表：都道府県別機関別優先電話契約数 （加入電話、ISDN、IP 電話、携帯電話、PHS）	優先電話（電気通信事業法施行規則第 56 条第 1 号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、IP 電話、携帯電話または PHS）を提供する事業者	毎報告年度経過後 2 月以内	
様式第 5	第 1 表：利用数（IP 電話） 第 2 表：都道府県別利用数（IP 電話）	IP 電話を提供する電気通信事業者であつて、IP 電話の提供のために 0AB～J 番号又は 050 番号の指	表 1：毎四半期経過後 1 月以内	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

	(0AB～J 番号に限る))	定を受けたもの	表2：毎報告年度 経過後2月以内	
様式第5の2	利用数（ワイヤレス固定電話）	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	総合通信基盤局 事業政策課モニタリングライン 電 話：03-5253-5978 アドレス： tariff-policy-div.data●ml.soumu.go.jp
様式第6	回線数（衛星移動通信サービス）	電気通信回線設備を設置して衛星移動通信サービスを提供する電気通信事業者	毎報告年度経過後 2月以内	
様式第7	プラン別契約数等（インターネット 接続サービス）	インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末におけるインターネット接続サービスの契約数が5万以上である電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体 所管の総合通信局等（※2） ○上記以外の事業者 総合通信基盤局データ通信課企画係 電 話：03-5253-5854 アドレス： telecom-data●soumu.go.jp
様式第8	第1表：都道府県別態様別最大速度 別契約数 第2表：契約数等 （FTTH アクセスサービス）	・光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者 ・他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者）	毎四半期経過後 1月以内	
様式第8の2	契約数等（FTTH アクセスサービス）	・設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTH アクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者（四半期末におけるFTTH アクセスサービスの契約数が3万以上） ・上記の電気通信事業者からFTTH アクセスサービス	毎四半期経過後 1月以内	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

		スに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（四半期末における FTTH アクセスサービスの契約数が3万以上）		○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体所管の総合通信局等（※2） ○上記以外の事業者 総合通信基盤局データ通信課企画係 電 話：03-5253-5854 アドレス： telecom-data●soumu.go.jp
様式第8の3	卸元事業者名、再卸先事業者名（FTTH アクセスサービス）	・設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（四半期末における FTTH アクセスサービスの契約数が3万未満かつ FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供しているもの） ・上記の電気通信事業者から FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（四半期末における FTTH アクセスサービスの契約数が3万未満かつ FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務を他の電気通信事業者の電気通信事業の用に供しているもの）	毎四半期経過後 1月以内	
様式第9	都道府県別最大速度別契約数（DSL アクセスサービス及び CATV アクセスサービス）	・デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置して DSL アクセスサービスを提供する電気通信事業者 ・有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置して CATV アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
様式第10	都道府県別最大速度別契約数（FWA アクセスサービス）	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置して FWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
様式第10の2	契約数（ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス）	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（その下り名目速度が毎秒三〇メガビット	毎四半期経過後 1月以内	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

		以上のものに限る。)を提供する電気通信事業者		○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体 所管の総合通信局等(※2) ○上記以外の事業者 総合通信基盤局データ通信課企画係 電 話 : 03-5253-5854 アドレス : telecom-data●soumu.go.jp
様式第11	契約数(携帯電話・PHS アクセスサービス)	基地局を設置して携帯電話・PHS アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
様式第12	契約数(三・九—四世代移動通信アクセスサービス)	基地局を設置して三・九—四世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
様式第12の2	契約数(第五世代移動通信アクセスサービス)	基地局を設置して第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
様式第12の3	第1表:都道府県別契約数(ローカル5Gサービス)	基地局を設置してローカル5Gサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
	第2表:契約数等(MVNO関係)(ローカル5Gサービス)	自ら提供するローカル5Gサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)	毎四半期経過後 1月以内	
様式第13	第1表:都道府県別契約数(全国BWAアクセスサービス)	基地局を設置して全国BWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
	第2表:契約数等(MVNO関係)(全国BWAアクセスサービス)	自ら提供する全国BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)	毎四半期経過後 1月以内	
様式第13の2	第1表:都道府県別契約数(地域BWAアクセスサービス)	基地局を設置して地域BWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
	第2表:契約数等(MVNO関係)(地域BWAアクセスサービス)	自ら提供する地域BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)	毎四半期経過後 1月以内	
様式第13の3	第1表:都道府県別契約数(自営等BWAアクセスサービス)	基地局を設置して自営等BWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
	第2表:契約数等(MVNO関係)(自営等BWAアクセスサービス)	自ら提供する自営等BWAアクセスサービスに係る仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(MVNO)がある電気通信事業者(MNO)	毎四半期経過後 1月以内	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

様式第 14	契約数及び基地局数（公衆無線 LAN アクセスサービス）	公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通信事業者であって、四半期末における公衆無線 LAN アクセスサービスの契約数が3万以上である電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
	基地局数（公衆無線 LAN アクセスサービス）	公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続により自ら設置した基地局（公衆無線 LAN アクセスサービスに係るものに限る。）を提供する電気通信事業者		
様式第 15	端末回線数（IP-VPN サービス及び広域イーサネットサービス）	自ら設定したネットワークを用いて仮想閉域網を設定する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	
様式 15 の 2	契約数等（アンライセンス LPWA サービス）	・基地局を設置してアンライセンス LPWA サービスを提供する電気通信事業者 ・アンライセンス LPWA サービスに係る基地局を設置している他の電気通信事業者の電気通信回線設備と接続し、又は当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてアンライセンス LPWA サービスを提供する電気通信事業者であって、四半期末におけるアンライセンス LPWA サービスの回線数が3万以上である電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	総合通信基盤局事業政策課制度係 電 話：03-5253-5836 アドレス： jigyou-seido●ml.soumu.go.jp
様式第 15 の 3	契約数等（仮想移動電気通信サービス）	・四半期末における仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上である MVNO	毎四半期経過後 1月以内	総合通信基盤局事業政策課評価分析係 電 話：03-5253-5947 アドレス： telecom-review●ml.soumu.go.jp
様式第 15 の 3 の 2	事業者名（仮想移動電気通信サービス）	・MN0 と直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、報告年度末における仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満であり、かつ同サービスを卸電気通信役務として他の MVNO に提供する MVNO	毎報告年度経過後 2月以内	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

様式第15の4	契約数（ドメイン名電気通信役務）	ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 1月以内	総合通信基盤局データ通信課 電 話：03-5253-5853 アドレス：domain-data●soumu.go.jp
様式第15の5	契約数（報告を行っていないサービス）	役務表に掲げる電気通信役務ごとに、次のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者（様式第1から様式第15の4までの様式を用いて報告している電気通信役務を除く。） ・有料であるもの ・利用者数が80万以上であるもの	毎報告年度経過後 1月以内	総合通信基盤局電気通信技術システム課 電 話：03-5253-5862 アドレス： kikaku_tyousei●ml.soumu.go.jp
様式第15の6	利用者の数の平均	報告規則第2条第3項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者又は第三号事業を営む者（報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、直近の報告に係る区分と同一である場合は除く。）	毎報告年度経過後 1月以内	総合通信基盤局利用環境課 電 話：03-5253-5847 アドレス： Specified_User_Information_TBA●soumu.go.jp
様式第16	第1表：距離段階別収入、通信回数、通信量 第2表：通信量区分別通信回数 第3表：距離段階別時間帯別通信回数、通信量 第4表：都道府県間別通信回数、通信量 第5表：単位料金区域間別通信回数、通信量 （加入電話、ISDN、中継電話、公衆電話、携帯電話、PHS、IP電話） 第6表：通信回数、通信量等（災害時用公衆電話）	・電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者 ・端末系伝送路設備を設置して総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者 ・電気通信設備を設置して中継電話を提供する電気通信事業者 ・電気通信回線設備を設置して公衆電話を提供する電気通信事業者 ・電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSを提供する電気通信事業者 ・IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために0AB～J番号又は050番号の指定を受けたもの	毎報告年度経過後 3月以内	総合通信基盤局 事業政策課モニタリングライン 電 話：03-5253-5978 アドレス： tariff-policy-div.data●ml.soumu.go.jp
様式第17	第1表：品目別距離段階別回線数	電気通信回線設備を設置して専用役務（国内電気	毎報告年度経過後	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

	第2表：都道府県間別回線数 第3表：単位料金区域間別回線数 (国内専用役務)	通信役務であるものに限る。)を提供する電気通信事業者	3月以内	
様式第18	取扱対地別通信回数、通信量(国際電話、国際ISDN、国際専用役務)	・電気通信設備を設置して国際電話又は国際総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者 ・電気通信回線設備を設置して専用役務(国際電気通信役務であるものに限る。※)を提供する電気通信事業者 ※国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディールング情報伝送サービス、国際テレビ会議サービスに限る。	毎報告年度経過後 6月以内	総合通信基盤局 事業政策課モニタリングライン 電 話：03-5253-5978 アドレス： tariff-policy-div.data●ml.soumu.go.jp
様式第19	取扱対地別通信回数、通信量(国際電話、国際ISDN)	電気通信設備を設置して国際電話又は国際総合デジタル通信サービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	
様式第20	取扱対地別品目別回線数(国際専用役務)	電気通信回線設備を設置して専用役務(国際電気通信役務であるものに限る。※)を提供する電気通信事業者 ※国際テレビジョン伝送サービス、国際音声放送伝送サービス、国際ディールング情報伝送サービス、国際テレビ会議サービスを除く。	毎報告年度経過後 6月以内	
様式第20の2	一契約当たりの通信量等	基地局を設置して三・九—四世代携帯電話アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	総合通信基盤局料金サービス課業務係 電 話：03-5253-5845 アドレス： tariff-policy.mobile●soumu.go.jp
様式第20の3	料金に関する契約状況	基地局を設置して三・九—四世代携帯電話アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスを提供する電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	
様式第20の4	移動電気通信役務に係る契約等の状	基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサ	毎報告年度経過後	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

	況報告	ービスを提供する電気通信事業者及び報告年度末における仮想移動電気通信サービス（携帯電話又はBWAアクセスサービスであるものに限る。）の契約数（無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の電気通信回線を一の契約数とする。）が50万以上である電気通信事業者	1月以内	総合通信基盤局料金サービス課業務係 電 話：03-5253-5845 アドレス： tariff-policy.mobile●soumu.go.jp
様式20の5	移動電気通信役務に係る新規契約数等の状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	
様式20の6	移動電気通信役務に係る収入状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	
様式20の7	違約金等の定めがある契約の提供状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	
様式20の8	継続利用割引等の提供状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	
様式第21	都道府県別種類別回線数	固定端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者	毎報告年度経過後 2月以内	○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体 所管の総合通信局等（※2） ○上記以外の事業者 総合通信基盤局料金サービス課接続制度第一係 電 話：03-5253-5844 アドレス： fixed-terminal-line●ml.soumu.go.jp
様式第22	都道府県別特定移動端末設備数	その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者	毎報告年度経過後 1月以内	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第二係 電 話：03-5253-5845

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

				アドレス： mobile-ac_b●ml.soumu.go.jp
様式第22の2	第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画に係る意見提出状況に関する報告	電気通信事業法施行規則第24条の4第2項の規定により意見受付期間を設けた電気通信事業者	意見受付期間の経過後、工事開始予定年月日の30日前又は7日前まで	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第一係 電話：03-5253-5844 アドレス：setsuzoku●ml.soumu.go.jp
様式第23	特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の業務に係る収益報告	電気通信事業法第12条の2第4項第2号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務の提供の業務を行う電気通信事業者	毎報告年度経過後3月以内	総合通信基盤局事業政策課基幹通信係 電話：03-5253-5837 アドレス：n-line●ml.soumu.go.jp
様式第23の2	第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者に係る報告	電気通信事業法第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎報告年度経過後3月以内	総合通信基盤局事業政策課基幹通信係 電話：03-5253-5837 アドレス：n-line●ml.soumu.go.jp
様式第23の3	届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後2月以内	総合通信基盤局料金サービス課業務係 電話：03-5253-5845 アドレス： tariff-policy.mobile●soumu.go.jp
様式第23の4	移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後2月以内	
様式第23の5	対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者	毎四半期経過後2月以内	
様式第23の6	在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者	毎四半期経過後2月以内	
様式第23の7	移動端末設備の取扱状況等報告	電気通信事業法第27条の3第1項の規定により指定された電気通信事業者	毎四半期経過後2月以内	
様式第23の8	中古の移動端末設備の取扱状況等報告	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する	毎報告年度経過後	

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

	告	電気通信事業者	3月以内	
様式第23の9	特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる卸電気通信役務の提供業務に関する報告	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの	遅滞なく	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第二係 電 話 : 03-5253-5845 アドレス : mobile-ac_b●ml.soumu.go.jp
様式第23の10	特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる卸電気通信役務の提供業務変更の報告	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもののうち、様式第23の5に基づく報告事項に変更があったもの	遅滞なく	
様式第23の11	特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる卸電気通信役務の提供業務に関する第4条の5第3項の報告	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもののうち、報告規則第4条の5第1項に規定する業務を行わなくなったもの	遅滞なく	
様式第23の12	特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる卸電気通信役務に関する契約約款設定（変更）の報告	その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。）もののうち、報告規則第4条の5第1項第2号から第12号までに掲げる事業の契約約款を設定（変更）するもの	遅滞なく	
様式第23の13	提供する電気通信役務の名称等の報告	電気通信事業法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務（別表種類ごとに毎四半期末（初回報告に限っては平成28年3月末）における契約（説明義務対象外契約を除く。）の数が1万以上である電気通信役務に限る。）を提供する電気通信事業者（電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第59号）附則第2項の規定	毎四半期末経過後 1月以内	総合通信基盤局料金サービス課消費者契約適正化推進室 報告規則担当

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

		が適用される場合を含む。)		電 話 : 03-5253-5488 アドレス : zigyouhou-cppc●ml.soumu.go.jp
様式 23 の 14	【平成 28 年 10 月から 12 月期の報告から適用】 第 1 表 : 書面解除 (初期契約解除) に関する契約状況等の報告 第 2 表 : 確認措置契約に関する契約状況等報告	同上	毎四半期末後 2 月以内	
様式 23 の 15	媒介等業務受託者 (代理店) の名称等に関する報告	電気通信事業法第 26 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者 (別表種類ごとに毎報告年度末における契約 (説明義務対象外契約を除く。) の数が 1 万以上である電気通信事業者であって、当該報告年度末において媒介等業務受託者に当該電気通信役務に係る媒介等業務及びこれに付随する業務の委託をしているものに限る。)	毎報告年度末経過 後 2 月以内	
様式 23 の 16	営業所その他の事業所の所在地等に関する報告	電気通信事業法第 26 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる電気通信役務の契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者	毎報告年度経過後 2 月以内	総務省のホームページに設置予定の電子システムから報告 (令和 3 年 4 月開設予定)
様式第 24	外国政府等との協定等の報告	電気通信事業法第 40 条の認可を受けた電気通信事業者	毎報告年度経過後 2 月以内	総合通信基盤局料金サービス課接続制度第二係 電 話 : 03-5253-5845 アドレス : mobile-ac_b●ml.soumu.go.jp
様式第 25	電気通信事業損益報告	・ 認定電気通信事業者 (電気通信事業会計規則適用事業者を除く。) ・ 電気通信事業会計規則適用事業者である認定電気通信事業者であつて、認定電気通信事業以外	毎事業年度経過後 3 月以内	○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体 所管の総合通信局 (※ 2) ○上記以外の事業者

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

		の電気通信事業を行っているもの		総合通信基盤局事業政策課制度係 電 話 : 03-5253-5836 アドレス : jigyouseido●ml.soumu.go.jp
様式第26の2	災害時優先通信の優先的取扱い開始報告	災害時優先通信の優先的な取扱いを開始、変更、休止又は廃止しようとする電気通信事業者	実施前に総務大臣へ報告	総合通信基盤局安全・信頼性対策課 電 話 : 03-5253-5858 アドレス : anshin●ml.soumu.go.jp
様式第26の3	通信制限時等における疎通状況の分析結果報告	不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、又は停止を行つた場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が3万以上で、かつ、その時間が2時間以上であつた電気通信事業者	通信制限等実施後 3月以内	総合通信基盤局安全・信頼性対策課 電 話 : 03-5253-5858 アドレス : anshin●ml.soumu.go.jp
様式第27	事故発生状況報告	電気通信事業報告規則第7条の3第1項各号に該当する事故が発生した電気通信事業者	毎四半期経過後 2月以内	総合通信基盤局安全・信頼性対策課 電 話 : 03-5253-5858 アドレス : 4hanki●ml.soumu.go.jp
様式第27の2	災害対策の報告	事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において3万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）	毎報告年度経過後 3月以内	総合通信基盤局安全・信頼性対策課 電 話 : 03-5253-5858 アドレス : anshin●ml.soumu.go.jp
様式第27の3	通信品質の報告	音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第27条の2第2号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において3万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）	毎報告年度経過後 3月以内	総合通信基盤局電気通信技術システム課 電 話 : 03-5253-5862 アドレス : kikaku_tyousei●ml.soumu.go.jp
様式第27の4	事業用電気通信設備の設備容量の報告	事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（4月から9月まで及び10月から3月までの各期間をいう。）ごとの初日及び末日において3万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）	当該半期経過後3月以内	所管の総合通信局等（※2）

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

		る。)		
様式第 28	第 1 表：電気通信番号の使用に関する報告（自らが指定を受けた番号（0AB～J）） 第 2 表：電気通信番号の使用に関する報告（自らが指定を受けた番号（0AB～J 以外）） 第 3 表：電気通信番号の使用に関する報告（番号ポータビリティ実施状況）	自ら利用者設備識別番号（電気通信番号規則別表第 9 号に掲げる IMSI を除く。以下この表において同じ。）の指定を受けた電気通信事業者	毎報告年度経過後 3 月以内	総合通信基盤局番号企画室 電 話：03-5253-5859 アドレス：bango●soumu. go. jp
様式第 28 の 2	電気通信番号の使用に関する報告（卸電気通信役務（0AB～J）の提供状況）	利用者設備識別番号を使用する電気通信事業者	毎報告年度経過後 3 月以内	
様式第 28 の 3	電気通信番号の使用に関する報告（自らが指定を受けていない番号／番号使用状況）	他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。）を使用する電気通信事業者（法第 50 条の 2 第 3 項の規定の適用を受けた者を除く。）	毎報告年度経過後 3 月以内	
様式第 28 の 4	第 1 表：電気通信番号の使用に関する報告（みなし認定／番号使用状況） 第 2 表：電気通信番号の使用に関する報告（みなし認定／電気通信番号使用計画作成状況）	他の電気通信事業者が指定を受けた利用者設備識別番号（卸電気通信役務の提供を受けて使用する場合に限る。）を法第 50 条の 2 第 3 項の規定の適用を受けて使用する電気通信事業者	毎報告年度経過後 3 月以内	
様式第 29	電気通信番号の使用状況報告等	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則別表第 11 に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）又は一部承継事業者等	毎月末の状況について、翌々月の 20 日までに報告	総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサルサービス担当 電 話：03-5253-5817 アドレス：universal-relay.number● ml. soumu. go. jp

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

様式第 30	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（FTTH アクセスサービス）	・ 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して FTTH アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者 ・ 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して FTTH アクセスサービス（共同住宅等内に VDSL 設備その他の電気通信設備を設置して提供するものであって当該端末系伝送路設備を用いて提供される卸電気通信役務を利用して提供するものを除く。）を提供する高速度データ伝送役務提供事業者	毎月末の状況について、翌々月の 20 日までに報告	○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体所管の総合通信局等（※2） 上記の総合通信局等に加えて、総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサルサービス担当 電 話：03-5253-5817 アドレス：broadband2020-jimu● ml.soumu.go.jp
様式第 30 の 2	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（FTTH アクセスサービス）	他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して FTTH アクセスサービス（共同住宅等内に VDSL 設備その他の電気通信設備を設置して提供するものであって当該端末系伝送路設備を用いて提供される卸電気通信役務を利用して提供するものに限る。）を提供する電気通信事業者		
様式第 30 の 3	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（DSL アクセスサービス、CATV アクセスサービス）	・ デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置して DSL アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者 ・ 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置して CATV アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 30 の 4	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（FWA アクセスサービス）	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置して FWA アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

様式第 30 の 5	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス）	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者	毎月末の状況について、翌々月の 20 日までに報告	○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体所管の総合通信局等（※2） 上記の総合通信局等に加えて、 総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサルサービス担当 電 話：03-5253-5817 アドレス：broadband2020-jimu● ml.soumu.go.jp
様式第 31	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（携帯電話・PHS アクセスサービス）	基地局を設置して携帯電話・PHS アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 31 の 2	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（ローカル 5G サービス）	基地局を設置してローカル 5G サービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 31 の 3	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（全国 BWA アクセスサービス）	基地局を設置して全国 BWA アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 31 の 4	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（地域 BWA アクセスサービス）	基地局を設置して地域 BWA アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 31 の 5	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（公衆無線 LAN アクセスサービス）	公衆無線 LAN アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 31 の 6	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（衛星アクセスサービス）	端末系伝送路設備を設置して衛星アクセスサービスを提供する高速度データ伝送役務提供事業者		
様式第 31 の 7	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHS アクセスサービスに係るものに限る。））	- 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であって、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が 3 万以上であるもの - 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通		

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

令和 7 年 4 月 1 日時点

		信事業者であって、携帯電話・PHS アクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備と GPRS トンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているもの	毎月末の状況について、翌々月の 20 日までに報告	○地域電気通信事業者、非営利地方公共団体所管の総合通信局等（※ 2） 上記の総合通信局等に加えて、 総合通信基盤局基盤整備促進課ユニバーサルサービス担当 電 話：03-5253-5817 アドレス：broadband2020-jimu● ml.soumu.go.jp
様式第 32	高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等の状況報告（その他の高速度データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定するものを除く。））	その他の高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者		

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。

※2 総合通信局の担当

総合通信局	報告先（様式の提出先）※1	総合通信局	報告先（様式の提出先）※1
北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：011-709-2311（内線 4705） アドレス：JG0-hokkaido●soumu.go.jp	近畿総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：06-6942-8518 アドレス：kinki-jigyous3●soumu.go.jp
東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：022-221-0630 アドレス：jigyo-toh●soumu.go.jp	中国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：082-222-3378 アドレス：c-jigyoline●soumu.go.jp
関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：03-6238-1677 アドレス：kanto-ji-report●soumu.go.jp	四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：089-936-5042 アドレス：shikoku-jigyous●soumu.go.jp
信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：026-234-9948 アドレス：jigyosyahoukoku-shinetsu●soumu.go.jp	九州総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：096-326-7824 アドレス：jigyo7824●soumu.go.jp
北陸総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：076-233-4422 アドレス：hokuriku-jigyo_jigyo●soumu.go.jp	沖縄総合通信事務所 情報通信課	電 話：098-865-2302 アドレス：okinawa-telecom●ml.soumu.go.jp
東海総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	電 話：052-971-9403 アドレス：tokai-jigyo-jigyo●soumu.go.jp		

※スパムメール対策で@を●と表記しています。メールを送付する際は、●を@に置き換えて送付してください。